

令和2年度鳥取県手話施策推進協議会[第2回] 次第

日時：令和3年2月17日（水）

午前10時～正午

場所：リモート（鳥取県庁第22会議室）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）令和3年度当初予算（案）について

- ・GIGA スクール構想の実現

…資料1

（2）手話推進計画に基づく手話施策の推進状況等について

①手話施策推進計画の内容及び施策の推進状況（委員からの確認点等）…資料2

②教育に係る取組状況

- ・手話で学ぶ教育環境整備事業
- ・鳥取聾学校での取組状況

…資料3

…資料4

（3）その他

- ・手話施策に関わる新型コロナウイルス感染症の影響等について …資料5

4 その他

5 閉 会

鳥取県手話施策推進協議会 委員等名簿 (R2 年度第 2 回出席者)

| 区分 | 所属等 | 職名 | 氏名 | 備考 |
|-------|---------------------|----------------|--------|------|
| 当事者団体 | 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 | 事務局長 | 石橋 大吾 | |
| | 鳥取県東部聴覚障がい者センター | 相談員 | 尾田 里美 | |
| 関係者団体 | 全国手話通訳問題研究会鳥取支部 | 運営委員 | 国広 生久代 | |
| | 鳥取県手話サークル連絡協議会 | 副会長 | 田中 優子 | |
| | 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 | 事務局次長 兼総務部長 | 今岡 誠一 | リモート |
| 事業者 | パナソニック アソシエイツ鳥取株式会社 | 代表取締役 社長 | 山田 哲 | リモート |
| 教 育 | 鳥取県立鳥取聾学校 | 校長 | 三王寺 孝子 | |
| | 岩美町立岩美北小学校 | 校長 | 大塩 晋 | リモート |

委員任期：令和2年6月17日から令和5年6月16日まで

| | | | | |
|--------|--------------------|-------------|-------|------|
| オブザーバー | 鳥取市福祉部障がい福祉課 | 課長 | 山本 博久 | 欠席 |
| | 米子市福祉保健部障がい支援課 | 課長 | 仲田 明美 | リモート |
| | 鳥取労働局職業安定部職業対策課 | 課長 | 博田 勝彦 | |
| | NHK鳥取放送局企画編成部 | 副部長 | 宮崎 大寿 | リモート |
| | 鳥取県病院局 | 局長 | 竹内 和久 | |
| | 鳥取県警察本部人材育成課 | 課長 | 村田 岳史 | |
| | 日本財団公益事業部国内事業開発チーム | チームリー ダー | 筒井 智子 | 欠席 |

| | | | | |
|-------|-------------------------------|------|-------|--|
| 事 務 局 | 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 | 課長 | 藤田 博美 | |
| | 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室 | 室長 | 太田 次郎 | |
| | 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室 | 係長 | 大森 宏治 | |
| | 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室 | 主事 | 中村 光佑 | |
| | 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 | 課長 | 山本 伸一 | |
| | 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 | 指導主事 | 中井 暁子 | |

GIGA スクール構想の実現

令和元年度補正予算・令和2年度第1次補正予算を合わせた全体像

令和元年度補正予算額 2,318億円

GIGAスクール構想の実現

4,610億円 (文部科学省所管) 令和2年度1次補正予算額 2,292億円

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う～遠隔・オンライン教育の実施～
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援～個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有～
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む～文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現～
- ✓ 校務の効率化～学校における事務を迅速かつ便利、効率的に～
- ✓ 学びの知見の共有や生成～教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)～

新しいICT環境 クラウド

高速大容量
機密性の高い
安価なネットワーク



児童生徒の端末整備支援

○ 「1人1台端末」の実現 2,973億円

国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等
 国公立：定額(上限4.5万円) 令和元年度 1,022億円
 私立：1/2(上限4.5万円) 令和2年度1次 1,951億円

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備 11億円

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等
 国立、公立：定額、私立：1/2

学校ネットワーク環境の全校整備 1,367億円

小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支、高等学校等
 令和元年度 1,296億円
 令和2年度1次 71億円

対象：国・公・私立の小・中・特支、高等学校等
 公立、私立：1/2、国立：定額

GIGAスクールサポーターの配置 105億円

急速な学校ICT化を進める自治体等のICT技術者の配置経費を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
 国立：定額、公立：1/2 令和2年度1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

○ 家庭学習のための通信機器整備支援 147億円

Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境(モバイルルータ)の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・特支等
 国公立：定額(上限1万円)、私立：1/2(上限1万円)

○ 学校からの遠隔学習機能の強化 6億円

臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援

対象：国・公・私立の小・中・高校・特支等
 公立：1/2(上限3.5万円)、国立：定額(上限3.5万円)

○ 「学びの保障」オンライン学習システムの導入 1億円

学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なプラットフォームの導入に向けた調査研究

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

これまでの教育実践
蓄積

× ICT

=

学習活動の一層充実
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

「1人1台端末」ではない環境

一斉学習

- ・ 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味関心意欲を高めることはできる



学びの深化

- ・ 教師は授業中でも一人ひとりの反応を把握できる

→ 子供たち一人ひとりの反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に



個別学習

- ・ 全員が同時に同じ内容を学習する(一人一人の理解度等に応じた学びは困難)



学びの転換

- ・ 各人が同時に別々の内容を学習できる

→ 一人ひとりの教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能に



協働学習

- ・ グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい(積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は「お客さん」に)



- ・ 一人ひとりが記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる

- ・ 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる

→ 全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる



ICTを活用した手話パワーアップ事業

特別支援教育課

1 目的

- ・手話言語条例以降、手話教材の作成や手話普及支援員による学習支援等の取組により、手話学習に取り組む地域の小・中・高等学校数は増加している。
- ・一方で、児童生徒の手話の技能がどの程度向上したかについては指標がなく、全国的にも社会人向けの検定しかない。GIGAスクール構想により来年度県内全ての児童にタブレットが配備されることを踏まえ、児童用の検定を開発し、手話検定試験を開催することで、児童の手話力の向上を図る。令和3年度は検定の開発と試験実施に向けた担当者研修会を行い、試験は令和4年度から実施する。
- ・また、コロナ禍や手話普及支援員の高齢化を踏まえ、新たな手話学習の在り方を検討する時期に来ている。ろう者との生の触れ合いは必ず確保するとともに、遠隔による手話学習を実施する。

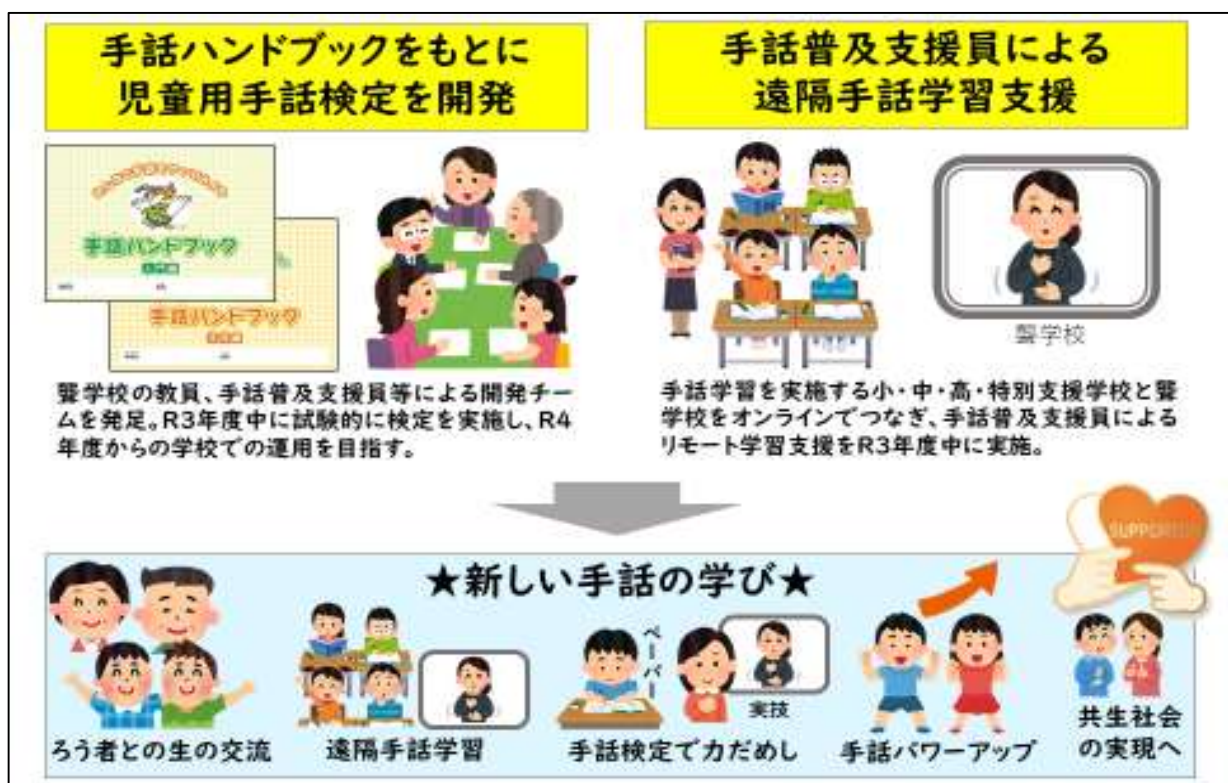
2 効果

(1) 児童用手話検定の開発及び試験実施

児童が自らの手話のレベルを把握できるとともに、着実なレベルアップと自主的な学びにつながる。手話の聖地・鳥取県として、手話に親しむ・手話を担っていく人材育成につながる。

(2) ICTを活用した遠隔手話学習の実施

コロナ禍のような事態でも手話学習が実施できるとともに、高齢化している手話普及支援員にとっても移動の負担軽減となり、派遣旅費の削減にもつながる。一人1台のタブレットを有効活用することで、個別・グループ・集団と、様々な学習形態に対応できる。



| No. | 項目 | 委員からの確認点等 | 事務局 回答 |
|-----|---|--|---|
| 1 | 6-(1)手話の普及、ろう者に対する理解促進 ア地域、職場等における手話普及 | 手話学習会開催事業等補助金について 新型コロナウイルス感染症の影響で、地域や職場の学習会等の活動が低調になっています。 活動を維持、拡大してもらうため、何か方策が考えられますでしょうか。 (当方でも考えなければならない課題ですが) | 手話学習会開催事業等補助金は、県内企業・団体、手話学習グループ等を対象として、学習会の開催経費を助成し、地域での手話普及を進めています。今年度は、新型コロナウイルスの影響で学習会の開催を控えられ、開催回数、受講者とも昨年度の半分以下に大きく減少する見込です。 コロナ禍の中、参集方式をリモート方式するとか、広い会場を確保して身体的距離をとったりマスク着用等、基本的な感染予防対策を実施することで例年通りの学習会を開催することが可能と考えます。学習会を引き続き開催いただけるよう、県社会福祉協議会等の関係機関と連携して、感染防止策を周知するなど働きかけたいと考えています。 |
| 2 | " | ◇手話サークル等助成事業費補助金について ・鳥取県手話サークル連絡協議会に補助金を交付し活動支援しているが、活動実績が見えないというか分からない。どの手話サークルに支援し、どのような活動を実施し、対価評価はどうかと検証したい。 | 鳥取県手話サークル等助成事業費補助金は、県内の手話サークル等の活動を促進し、手話の裾野を広げることを目的として、鳥取県手話サークル連絡協議会等に助成しており、活動実績は次のとおりです。 【令和元年度 県手話サークル連絡協議会の活動実績】 ・手話サークル主催の学習会、手話研修事業の開催 ・手話普及事業として、手話関連映画上映会、講演会の開催やサークル連絡協議会だよりの発行 ・サークル交流会の開催による活動情報の共有等 |
| 3 | " | ◇手話啓発イベントへの助成について ・2013年10月に手話言語条例が制定してから、10年目となる2023年度の開催について、県としてどのように考えているか。 | 現在、手話啓発イベントへの助成して、鳥取県聴覚障害者協会が開催する「手話まつり」に助成を行っているところです。条例制定から10年目の節目の2023年度(令和5年度)における手話啓発イベントの助成等について、協会と相談しながら、今後検討していきたいと考えています。 |
| 4 | 6-(1)手話の普及、ろう者に対する理解促進 イ教育における手話の普及 | ◇手話普及支援員派遣制度について ・手話普及支援員のバラつきがあるが、手話普及支援員による共通認識を持っているかどうか。 ・手話普及支援員が担当する岩美高等学校および米子高等学校での手話の普及について、評価をどのように考えているか。 | ・手話普及支援員情報交換会を開催し、日頃の手話学習の支援状況や他の手話普及支援員に聞いてみたいこと等を意見交換する機会を設けています。手話普及支援員の業務内容(業務内容、教材)は、資料をとおして毎年度お伝えしていますが、細かい教え方等は、個々の手話普及支援員の良さが生かされるようお任せしています。 ・岩美高校の「手話言語基礎1」(福祉類型2年必修科目)と米子高校の「手話言語」(総合学科3年選択科目)に手話普及支援員を派遣しています。科目設置当初は、手話普及支援員の負担が大きいとの声をいただくことがありましたが、高校の科目担当者が少しずつ手話の授業に見通しを持ち、現在は良い協力関係で授業を進めることができていると把握しています。学ぶ生徒も、ろう者や聾学校との交流を楽しみにし、積極的に手話言語で伝えようとする技能や意欲が高まっており、共生社会の担い手の育成に寄与していると考えます。 |

| No. | 項目 | 委員からの確認点等 | 事務局 回答 |
|-----|----|--|---|
| 5 | ” | <p>◇学校における手話に関する情報を受発信する窓口の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての学校に窓口を設置されているかどうか、設置率が知りたい。 ・県内の学校によって、また担当教職員によって、温度差があるが、県教育委員会としてどのように考えているか。 | <p>・県内学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、附属学校)に窓口役の決定をお願いしています。令和2年度の設置率は95.3%でした。全ての学校に設置いただくよう呼びかけていきます。</p> <p>・手話の授業経験がない場合には、なかなか授業のイメージが持てない状況があります。まずは手話の授業や取組をやってみようという学校の気持ちが大変であり評価した上で、授業の組み立て方等は適宜手話普及コーディネーターが協力しています。授業経験の多い学校の取組を積極的に周知していきたいと思えます。</p> |
| 6 | ” | <p>聾学校との交流学习の推進について、どの位のペースで実施しているか。</p> | <p>聾学校が実施している交流学习には居住地交流(※1)、学校間交流(※2)があります。</p> <p>居住地交流は希望によって行うもので、子どもによって回数はまちまちです。1学期間に1回の場合もあれば、2~3回の場合もあります。行事に合わせて集中的に数回行く場合もあります。</p> <p>学校間交流は相手の学校(小学校、中学校、高等学校)と相談しながら年に1~2回程度の交流を行っています。相手校に出かけたり、聾学校に来てもらったりと行き来をしながら交流をしています。分校では毎週1回交流をしている児童もいます。</p> <p>聾学校同士では、修学旅行先で交流をしたり、中国地区聾学校体育大会で交流をしています。</p> <p>本校と分校は、学習や行事を一緒に行う交流のほか、リモートでも交流をしています。</p> <p>幼稚部については保育園への並行通園の形で、幼稚部に籍を置き、保育園に通う日を設けることもできるようになっています。</p> <p>※1居住地交流…特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校等へ行き、交流を行う形態 ※2学校間交流…小・中・高等学校と特別支援学校の児童生徒が交流を行う形態</p> |

| No. | 項目 | 委員からの確認点等 | 事務局 回答 |
|-----|---|--|--|
| 7 | 6-(2)手話を使いやすい環境整備 ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進 | <p>計画には「自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくる」とあります。以前は鳥取聾学校の小・中学生はキュードスピーチを指導され、これを習得してコミュニケーションをとっていました。以前の会議において手話言語条例が制定され、それらの指導内容は変わっていないとの説明がありましたが、今後の方向性などについてお聞かせください。＜確認したい理由＞以前に鳥取聾学校のろう児との交流した際にはキュードスピーチでコミュニケーションをとっていましたが、そのろう児たちも高校生、社会人となるにつれてコミュニケーション方法は手話へ移行していきました。キュードスピーチは日本語の発声をサポートしながら手及び口形から視覚的に音を把握できる方法だと理解していますが、ろう児が個を確立していく中で自分のコミュニケーション方法として手話を選択する過程をみると幼少の頃から手話を母語として習得し、その手話で教育を受けることが目指すべき姿かと考えますが、今後の方向性について確認させていただくものです。</p> | <p>本校でのコミュニケーション手段について、今年度整理しました。 現在キュードスピーチ(※1)を使用する子どもはいません。学校の方針として、手話言語を基本として使いながら、日本語の音韻を確実に習得するために使っているキューサイン(※2)や指文字も、発達の様子や実態に合わせてすべての子どもたちに使用し、情報保障、言語環境の保障に努めていきます。</p> <p>乳幼児教育相談:子どもの実態に合わせてキューサインの手の動き(子音部を弁別する手の動き)を模倣する活動を取り入れ、子どもが口形を意識して口を動かす力を育てます。子どもの簡単なサインを受け止め、手話言語で返すことができるよう保護者を支援します。</p> <p>幼稚部:音声を伴う手話言語を使って言葉の意味理解を促したり、キューサインを使って日本語の発音要領やリズムの獲得、音韻意識の向上を目指しています。</p> <p>小学部:新しく身に付ける言葉は、キューサインや指文字で音韻を確認するとともに、手話言語を用いて意味の理解を促します。</p> <p>中学部:手話言語をとおした当事者同士のコミュニケーション経験を豊かに積み、肯定的な自己認識を促します。</p> <p>高等部:手話言語・指文字以外にも筆談や聴覚講話など、状況に応じたコミュニケーション手段を選んで使う力を高めていきます。</p> <p>※1キュードスピーチ…口形に子音部の弁別を中心とするキューサインを組み合わせ、発話全体に付けるもの ※2キューサイン…口形に子音部の弁別を中心とするキューサインを組み合わせ、助詞や音韻を知らせたい言葉に付けるもの</p> |
| 8 | " | <p>◇教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取聾学校・難聴学級を担う教職員の手話技術習得レベルに対する評価を実施しているか。 ・教育現場で使用する「学習言語」の手話技術習得レベルを県教育委員会として、何を根拠して習得レベルを評価しているか。 | <p>には2級所有者が50%を超えている状況です。難聴学級の担任の先生については把握していませんが、鳥取聾学校のセンター的機能の活用や鳥取聾学校の手話研修への参加、県の受講料・検定料助成制度と、希望に応じて手話技能を高める環境を整えています。</p> <p>・鳥取聾学校では、個々の教職員が教科等特有の学習言語を用いながら授業実践していると把握しています。計画的に行われる授業研究会では、幼児児童生徒の実態に応じて手話言語を適切に用い、一人一人が分かる授業づくりについて協議されています。手話言語に関する有志の教職員研修会も行われており、具体的な授業場面をもとに、学習言語を含む手話言語について継続的・計画的に研修を深めています。</p> <p>また、鳥取聾学校における児童生徒及び保護者向けアンケートをとおして、教職員の手話言語等が児童生徒に伝わっているかについても毎年度調査しています。おおむね良い評価であり、全国手話検定試験や鳥取聾学校の校内研修の取組の成果と考えます。</p> |

| No. | 項目 | 委員からの確認点等 | 事務局 回答 |
|-----|--------------------------------------|--|--|
| 9 | ” | <p>鳥取聾学校地域支援部の充実について 学校など各種団体からの要請に応じて研修会開催などの支援を実施と書いてあるが、どのように地域支援部の充実に繋がるのか知りたい。</p> | <p>保育園や学校、母子保健研修会等から研修会の講師として呼ばれたり、本校で難聴学級担任対象の研修会を開いたりしています。 聾学校の教員にとって、研修会の講師として話すことは、話すことを整理したり、実態を正しく把握したりして資料作りをすること、またその研修会で質問を受け、それに答えていくことなどは、自分自身の研修となります。また、地域のニーズを把握し、支援部の活動の改善につながっています。 聾学校で研修会を行うことは、関係機関との連携を構築・強化するだけでなく、支援部の専門性を高めるよい機会となっています。こうした活動を継続することが、鳥取県の聴覚障がい教育の拠点としての支援部の充実に繋がると考えています。</p> |
| 10 | 6-(2) 手話を使いやすい環境整備 ろう者が働きやすい環境づくり | <p>計画に「ろう者が働きやすい環境づくり」とあります。ろう者が自動車免許を取得するにあたり、ろう者本人や自動車学校側の費用負担のない形で自動車学校への手話通訳派遣について検討が必要かと考えますが、県のお考えをお聞かせください。 <確認したい理由> 自動車免許は現在の車社会、こと鳥取県は車無しでは就労は非常に困難なものとなります。しかし、ろう者が自動車学校へ通う際での手話通訳派遣は市町村と県の棲み分けがあり、いずれの事業でも資格取得という性質や費用負担など色々とハードルがあるように感じております。以前の会議でも自動車学校の講習期間は長期にわたるため、費用負担が大きいとのご意見もありました。 産業人材育成センターなどでは手話通訳の対応もあるようですので、聞こえない人の就労支援という観点から今後の検討について県のお考えを確認させていただきたくものです。</p> | <p>意思疎通支援事業において、県事業(団体派遣)は、実施機関からの要請に基づく不特定多数の者を対象にしたイベント等への派遣等を対象としており、きこえない個人が免許取得される際の自動車学校への手話通訳派遣については、市町村事業(個人派遣)の範疇となります。市町村事業において、個人の資格取得に係るものは手話通訳派遣を行わない取り扱いと聞いていますが、自動車免許取得に係る手話通訳派遣のご意見を市町村にお伝えしたいと考えています。 また、県の「聴覚障がい者等就労支援事業」では、就職活動を行う場合(①就職を目的とした企業面談、②企業側との労働条件等の折衝、③就労前の職場実習等)に必要に応じ手話通訳者等を派遣することとなっていますが、自動車免許取得に係る手話通訳派遣は対象としていません。 なお、県産業人材育成センターが行う訓練事業の一部では、訓練時に必要に応じて、実施主体であるセンターが手話通訳者を依頼しています。</p> |
| 11 | 7数値目標 | <p>推進計画の数値目標「手話講座等受講者数」の考え方について (H25)1,242人(半年間)⇒(H35)2,500人 「受講者数」は延べ人数で、初年度の水準を維持という設定かと思えます。 一人が何回も受講されることもあると思いますが、この辺りをどのように考えればよいでしょうか。</p> | <p>「手話講座等受講者数」は、「県民向けミニ手話講座」の参加者と「手話学習会開催事業費補助金」の対象事業の参加者の延べ数を合わせた数値としています。 新たに参加して手話に初めて触れる方、複数回参加されて手話への理解をより深められる方など、参加者の状況は様々と考えられますが、いずれにしても「地域、職場等における手話の普及」という目的に合致するものと考えており、「受講者数」は延べ人数により算出しているところです。</p> |



聾学校における教育環境整備

- 初任者・転入職員対象の研修会開催
- 教職員向けの手話講座等の開催
- 聴覚障がいに関する研修会の開催
- 手話奉仕員養成講座等への参加補助
- 手話検定の受検及び受講の補助
- 手話通訳者を研修会、PTA会議、職員会議等へ派遣

地域における教育環境整備

- 手話普及コーディネーターの配置
- 手話普及支援員による学習(活動)支援
- 手話ハンドブックを県内全ての小学校新1年生に配布
- 手話言語条例学習教材「AKASHI～証～」を県内全ての中学校新1年生に配布
- 聾学校教職員による出前講座の開催
- 手話検定の受検及び受講の補助

県教育委員会

鳥取県手話言語条例

手話がかげ橋となり、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会

手話普及支援員派遣制度

※支援内容は打ち合わせで決定

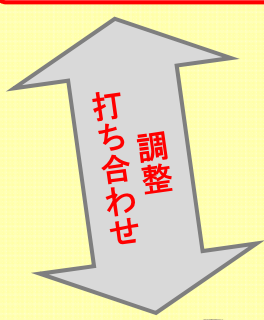
※学校窓口役の役割

- ①手話の情報を校内へ周知
- ②手話普及コーディネーターとの連携
- ③事例提供の協力



学校窓口役

★派遣に係る費用は
不要です！



手話普及支援員
(県民ボランティア約90名が登録)

調整

手話普及コーディネーター
(鳥取聾学校本校・分校)

※手話に関する
情報発信
※教材等の作成・
配布



ハンドブック(冊子・DVD)



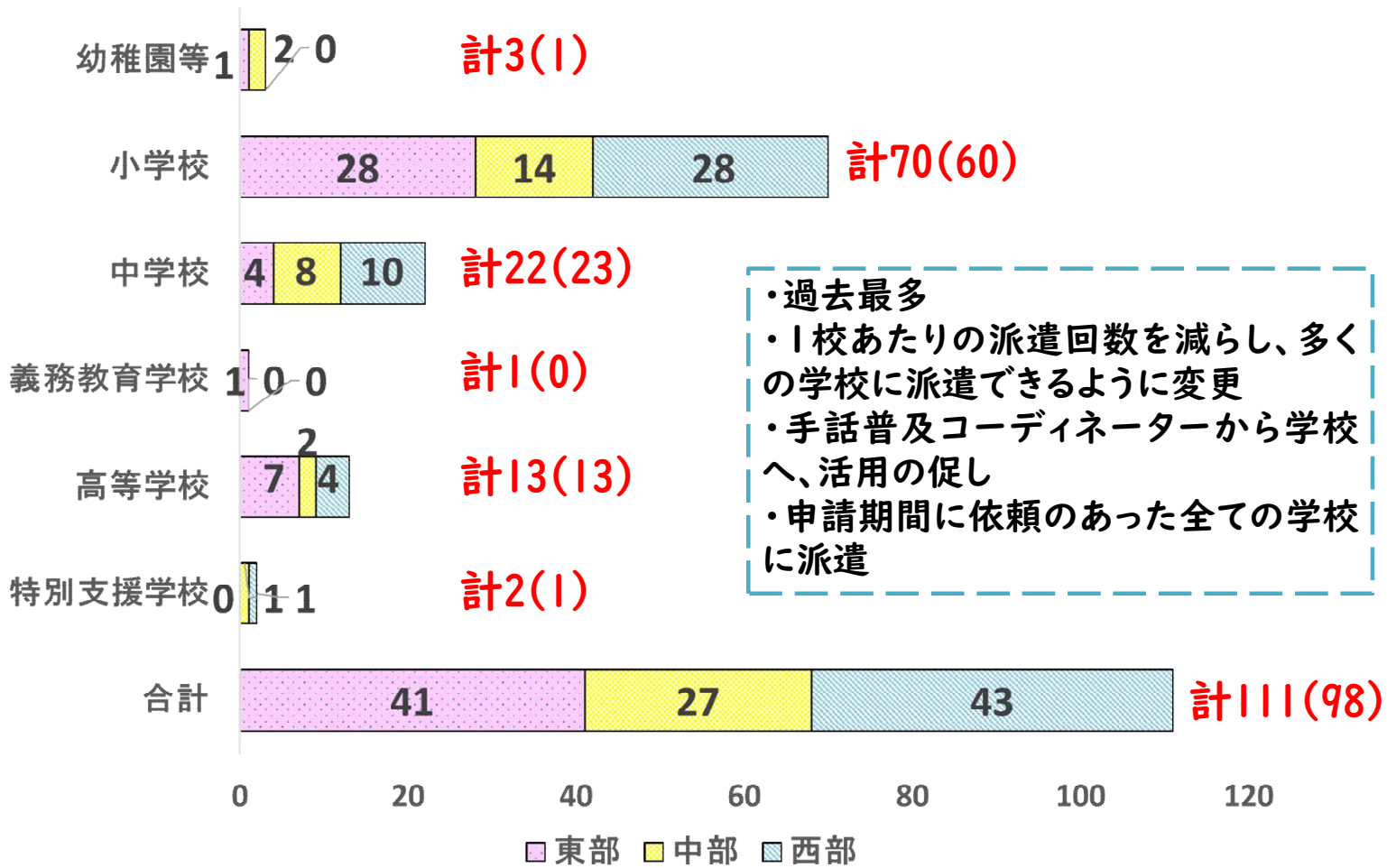
指文字タペストリー(小学校)



「AKASHI～証～」(冊子・DVD)
(中学校・高等学校)

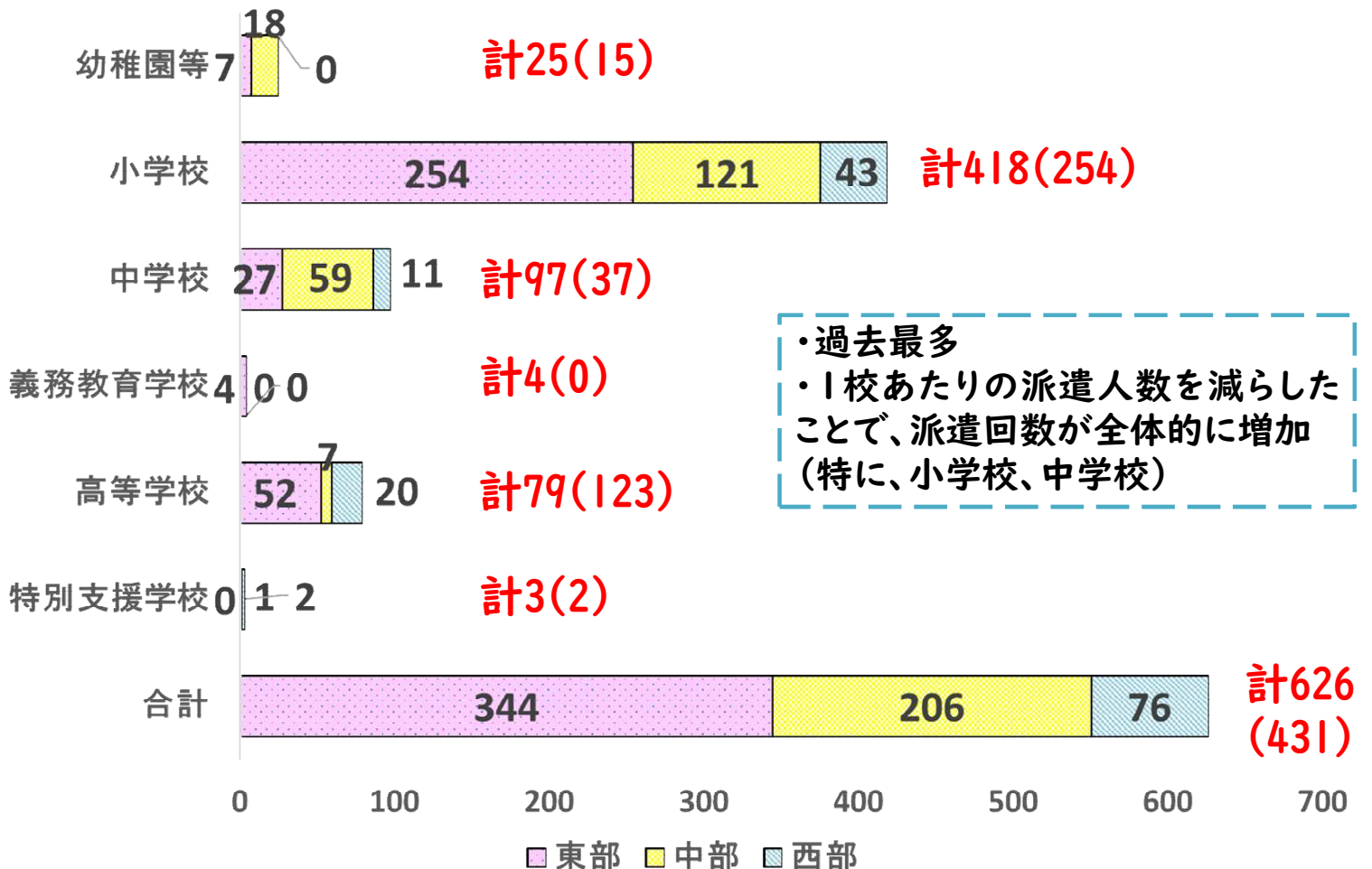
県教育委員会

令和元年度 派遣学校数 ()内はH30年度の数



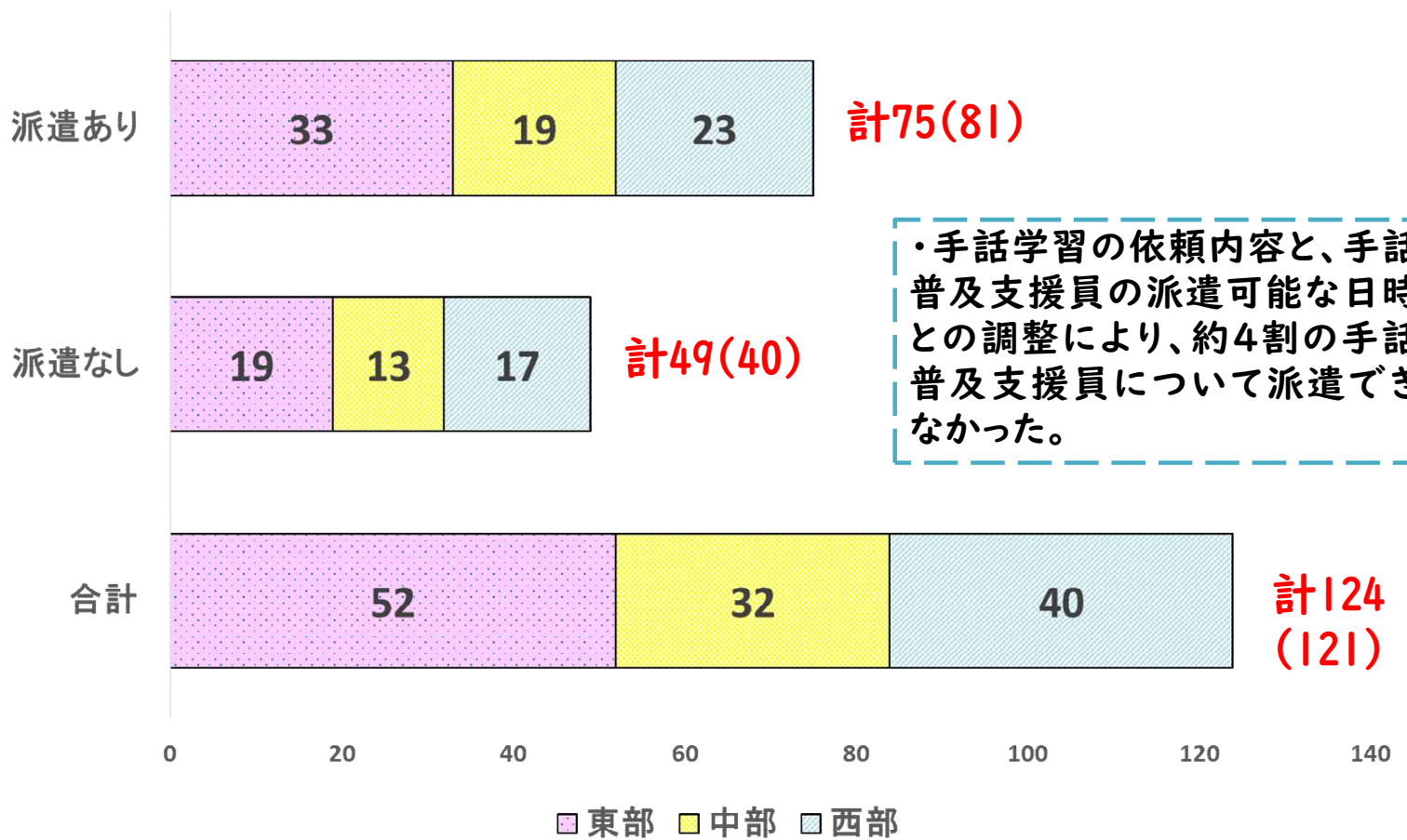
・過去最多
 ・1校あたりの派遣回数を減らし、多くの学校に派遣できるように変更
 ・手話普及コーディネーターから学校へ、活用の促し
 ・申請期間に依頼のあった全ての学校に派遣

令和元年度 派遣回数 ()内はH30年度の数



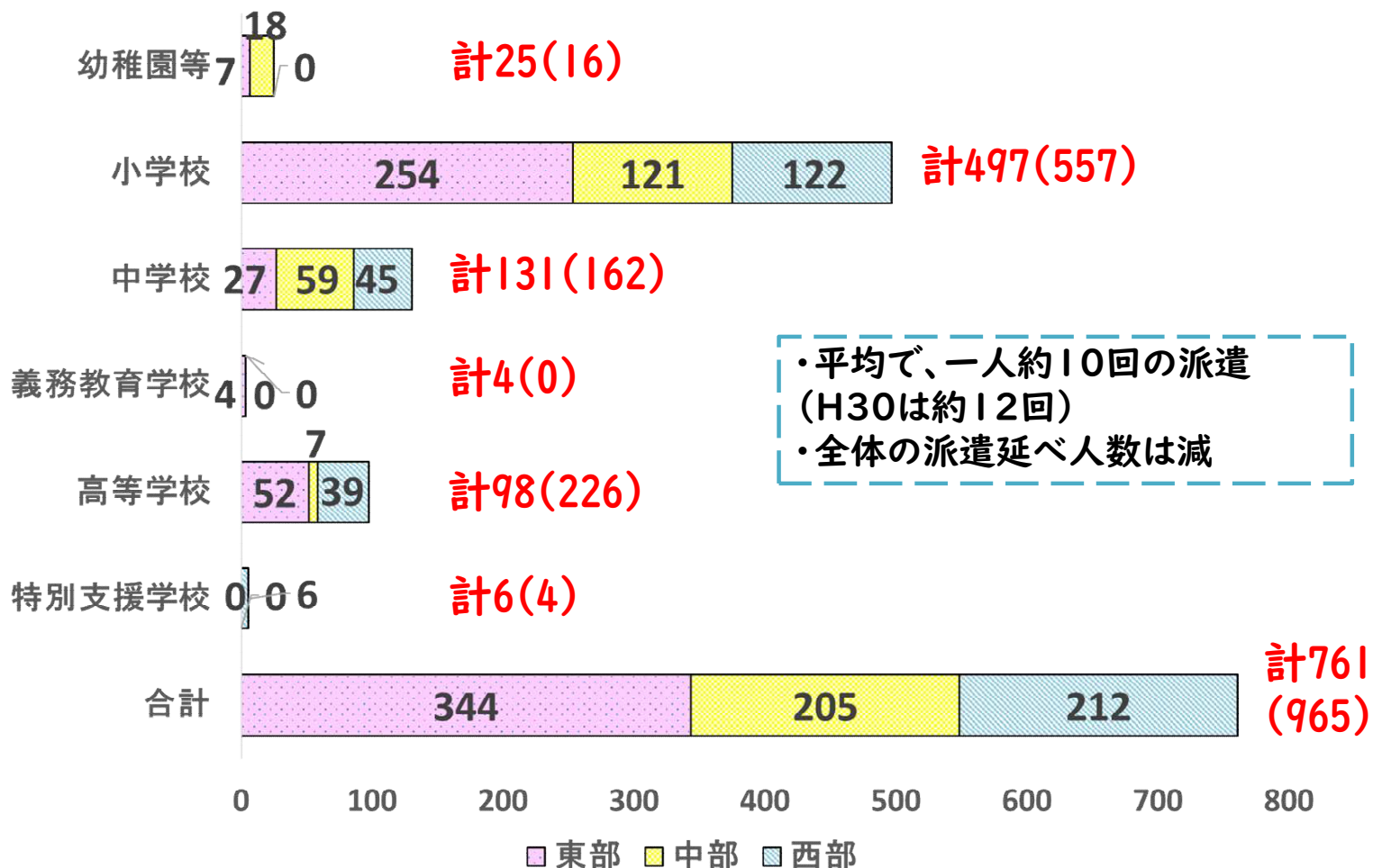
・過去最多
 ・1校あたりの派遣人数を減らしたことで、派遣回数が全体的に増加(特に、小学校、中学校)

令和元年度 派遣実人数 ()内はH30年度の数



・手話学習の依頼内容と、手話普及支援員の派遣可能な日時との調整により、約4割の手話普及支援員について派遣できなかった。

令和元年度 派遣延べ人数 ()内はH30年度の数



・平均で、一人約10回の派遣 (H30は約12回)
 ・全体の派遣延べ人数は減

手話に関する学習状況調査について



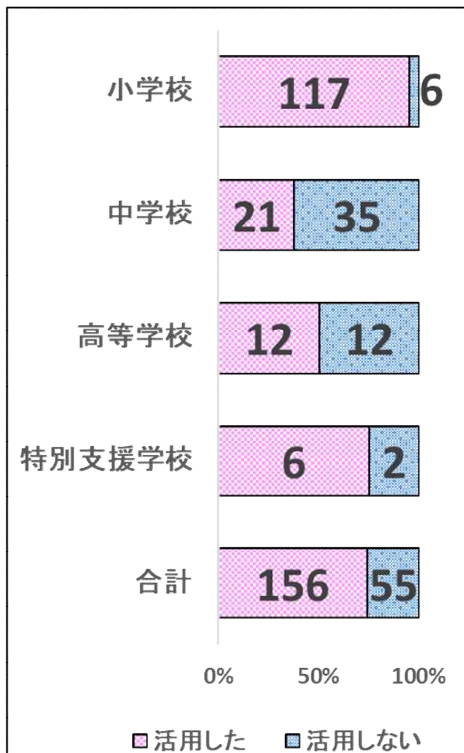
調査目的・・・県内学校における手話の学習状況を調査することで、学校の実態やニーズを把握するとともに、教育施策の評価・改善をする。

調査時期・・・毎年度2月～3月（3月末までの見込みも含む）

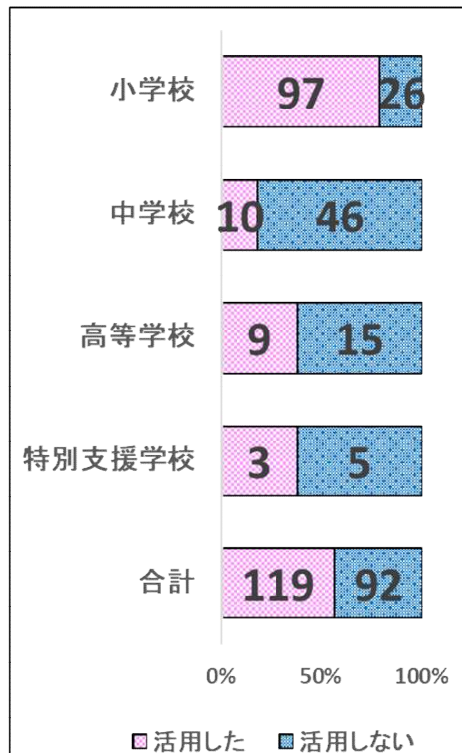
| | |
|----------------|-----------|
| 調査対象(R1)・・・小学校 | 123校 |
| 中学校 | 56校 |
| 高等学校 | 24校 |
| 特別支援学校 | 8校（聾学校以外） |
| 合計 | 211校 |

手話ハンドブックの活用状況

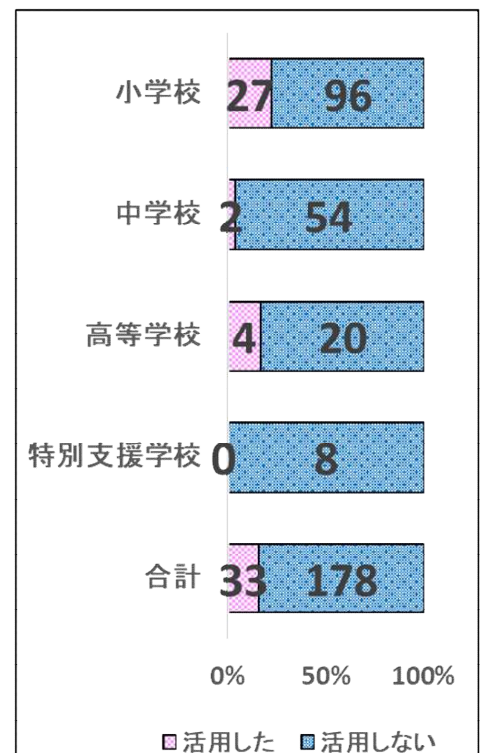
入門編



活用編



DVD



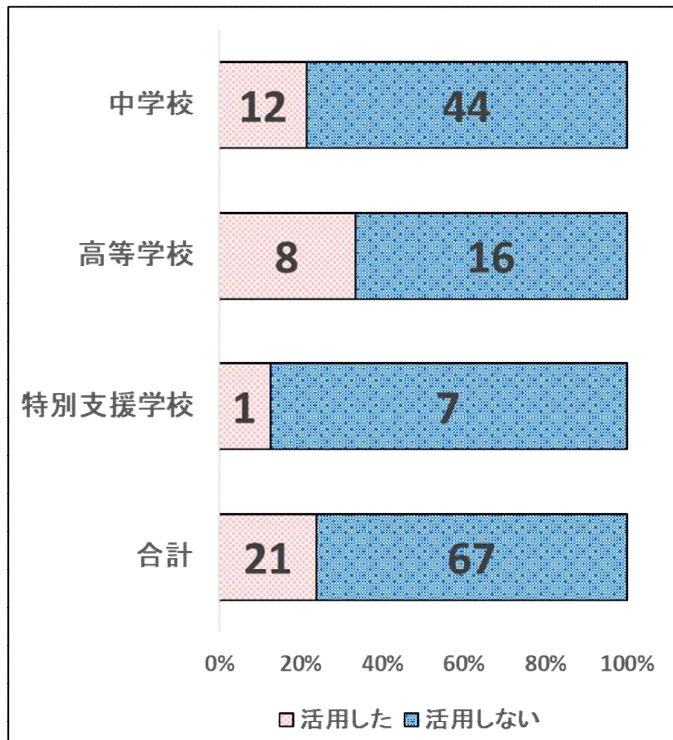
- ・冊子は毎年度小学1年生に配布、DVDはH26年に各学校に1本配布
- ・特に小学校において手話ハンドブックの活用が多い

手話ハンドブック（入門編）の活用状況

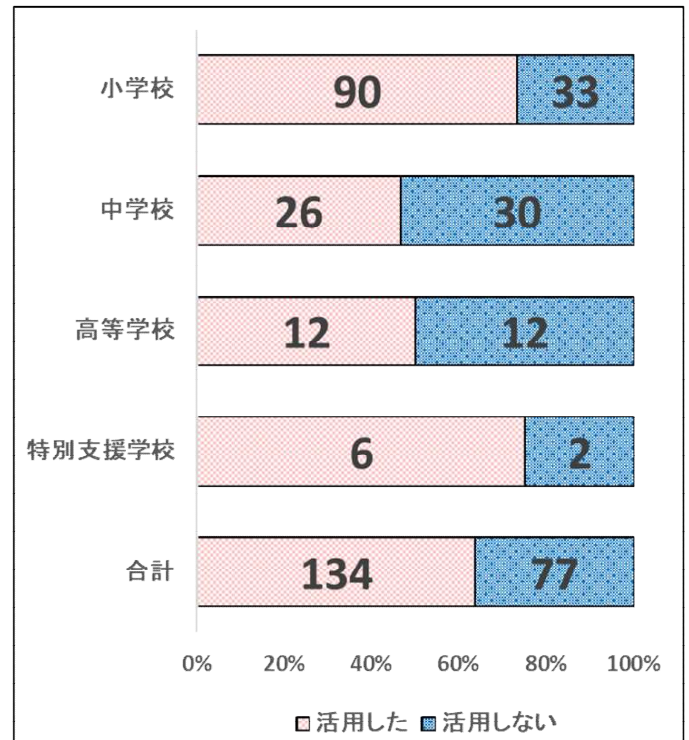
| | 授業 | クラブ 部活動 委員会 | 朝の会 帰りの会 SHR | 学校行事 | 交流及び 共同学習 | その他 |
|------------|------------------------------------|-------------------|--------------------|------|--------------|----------------------------------|
| 小学校 | 総合(71) 国語(18) 学活(17) | 32 | 37 | 22 | 20 | 障がい理解学習(1) PTA活動(1) 朝読書(1) |
| 中学校 | 総合(10) 学活(4) 道徳(2) | 3 | 4 | 2 | 4 | 解放文化祭(1) |
| 高等学校 | 生活と福祉(2) 社会福祉基礎(2) 生活デザイン(1) | 3 | 0 | 0 | 1 | 手話パフォ(1) |
| 特別支援 学校 | 音楽(2) 道徳(1) 学活(1) | 1 | 3 | 0 | 0 | 掲示(1) |

手話教材等の活用状況

手話言語条例学習教材 AKASHI～証～



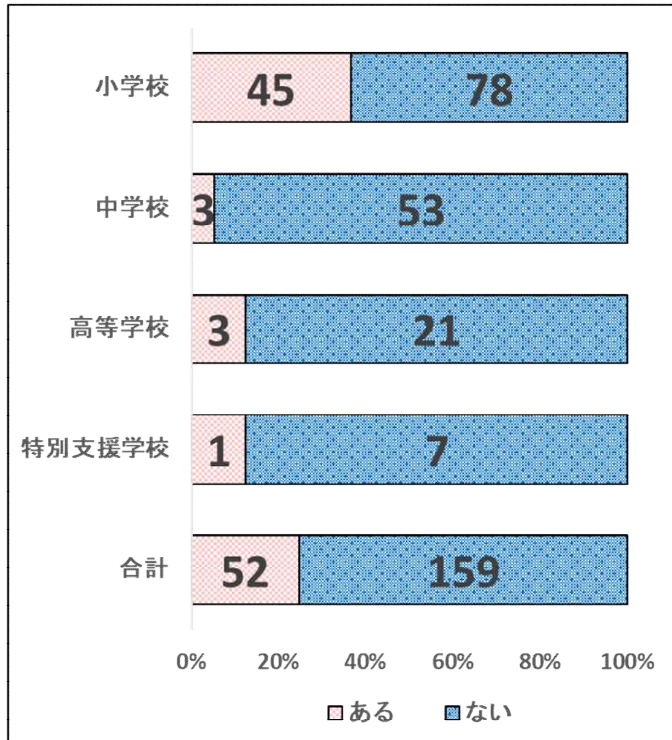
手話関連図書



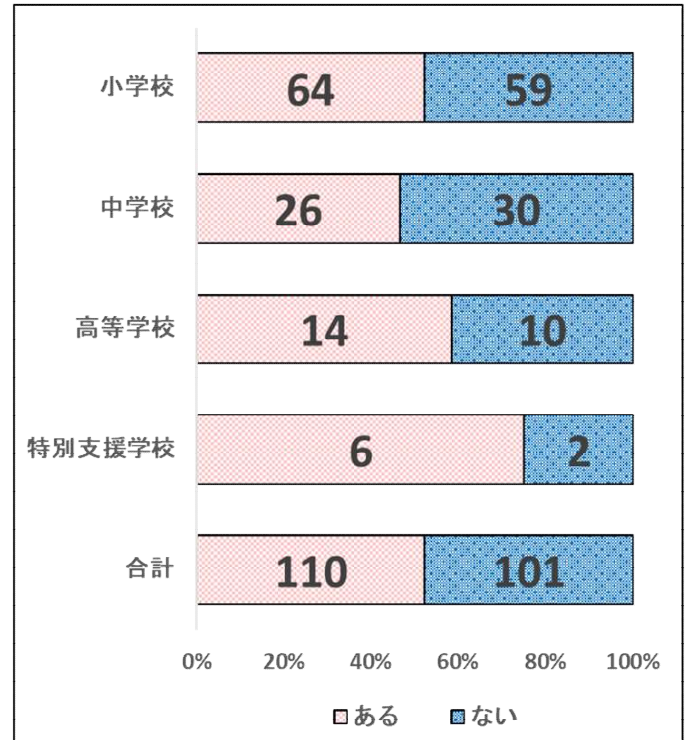
- ・AKASHIは、手話ハンドブックと併用する学校が多い
- ・手話関連図書は、特に小学校において授業やクラブ等で活用されている

手話に関する取組の状況

手話クラブ、部活動、委員会活動



手話に関する独自の取組



- ・特に小学校において手話クラブを作っている学校が多い
- ・どの校種においても、半数が手話に関する独自の取組があると回答

手話に関する独自の取組

| | 取 組 |
|--------|--|
| 小学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・校内の8名が鳥取聾学校の学校祭に参加し、13名が全国手話検定を受検した。 ・2分の1成人式で将来の夢を語る際、自己紹介を手話で行った。 ・委員会活動で高齢者施設への訪問を行い、手話で「ふるさと」を発表した。 |
| 中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化祭において、手話劇の発表、手話による全校合唱を行った。 ・鳥取聾学校ひまわり分校との交流(部活交流、手話交流会、お互いの文化祭への参加) ・教育課程に位置付け、3年に1回必ず手話を学習するようにしている。 |
| 高等学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・手話パフォーマンス甲子園への参加(コロナのためオンライン開催であったため、ボランティアや製品販売の学校は無し) ・人権教育LHRにおいて、毎年2年生全員が「AKASHI」を視聴し、2週にわたって手話について学んでいる。 ・手話学習を通じて学んだ手話を発展させて手話歌の学習をし、地域のイベント等で発表している。 |
| 特別支援学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業の始まり、終わりの挨拶の時に手話を使いながら行う。 ・手話を用いながらの歌唱指導を実施している。(あなたと一緒に歌いたい等) ・聾学校の勤務経験のある先生を中心に、手話を取り入れた学習(国語・音楽)を行った。 |

手話施策推進計画について (H27年3月)



6 手話施策推進方針

(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進
イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。

7 数値目標

学校における手話の取組実施率 → 令和5年目標 100%

| | | | | | |
|-------|-------|---------|--------|--------|---------|
| R1年度 | 93.4% | (小99.2% | 中80.4% | 高91.7% | 特100%) |
| H30年度 | 91.6% | (小98.4% | 中73.7% | 高100% | 特87.5%) |
| H29年度 | 88.9% | (小99.2% | 中67.2% | 高83.3% | 特100%) |

鳥取盲・聾学校附属教育支援センター「わくわく」の運営開始について

特別支援教育課

- 1 目的 中部地区における視覚・聴覚に関する教育支援を充実するため、鳥取盲・聾学校附属教育支援センター「わくわく」を旧中部療育園内に開設

(これまでの活動形態)

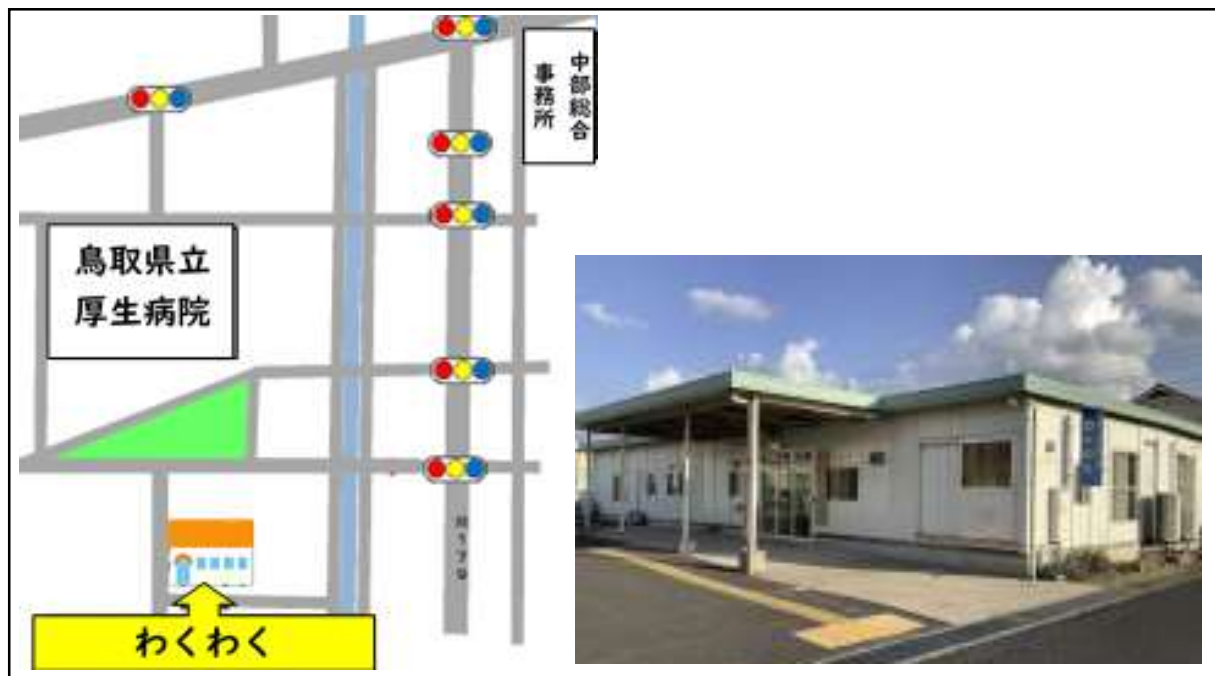
| 盲学校の教育相談 | 聾学校の教育相談・通級による指導 |
|--|---|
| ○教員が学校・園へ巡回 ○本人・保護者が鳥取盲学校又は西部地区視覚障がい教育拠点「きらら」（皆生養護学校内）へ来校 | ○倉吉市立上灘小学校の一室を借用し、教員と本人・保護者が来校 ○教員が学校・園へ巡回 ○本人・保護者が鳥取聾学校へ来校 |



巡回や一室を借りての教育支援から、「わくわく」を拠点とした教育支援へ
→ 本人・保護者の移動負担の軽減、指導・支援の充実

- 2 開始日 (聾) 令和2年10月28日(水) ※活動日…毎週木曜日
(盲) 令和2年10月30日(金) ※活動日…毎週金曜日

- 3 場所 倉吉市南昭和町15 (旧中部療育園内)



- 4 対象
(1) 乳幼児の教育相談
(2) 児童生徒の教育相談 (聾学校は通級も含む)

5 内 容

(1) 活動内容

- ・見え方や聞こえ、言葉の発達等の実態把握
- ・実態に応じた学習環境や学習方法等の支援
- ・就学や進路の相談
- ・自立活動の指導（聾学校通級：言語指導、発音指導、補聴機器管理、障がい理解）

6 その他

(1) 保護者の声（聾学校）

- ・今までは小学校の教室で行われていたため、隣の教室や廊下の声、校内放送が聞こえ、子どもがなかなか活動に集中できなかった。わくわくに移転して、静かな環境で活動にじっくり向かう様子があり、嬉しい。
- ・今までは小学校のトイレを借りていたのですが、知らないお兄さん、お姉さんに出会って不安になり、トイレを我慢することもあった。わくわくは、きれいで広いトイレや部屋で、気持ちよく通わせてもらっている。
- ・小さな赤ちゃんの兄弟を連れてくる場合は、小学校では階段や段差が多く不安だったが、わくわくはバリアフリーで安心して動けるので有難い。

(2) 担当教員の声（聾学校）

- ・小学校にも聴力測定器があったが、周囲の音が大きく、活用できていなかった。保護者をお願いをして、定期通院の時に聴力検査をしてもらい、その結果を持ってきてもらったり、聾学校の本校まで来てもらって聴力測定をさせてもらったりしていた。わくわくでは聴力測定用の個室があり、必要な時に測定ができて大変助かっている。

(3) 利用者数

- ・わくわく移転前（3名）→わくわく移転後（6名）
- ・現在は木曜日に実施しているが、保護者の希望時間が重なることも多く、2丁場（相談室、聴力測定室）で実施。今後、曜日を増やすことも考えている。

中部地区に、待望の視覚障がい・聴覚障がい教育の拠点ができました！ 2020年10月

鳥取県立鳥取盲・聾学校附属教育支援センター

わくわく

旧中部療育園（倉吉市南昭和町15）

電話：0858-23-9179

相談日時はご相談に応じます！

この番号にかからない場合は各学校へご連絡ください。

本校は、見えにくさをサポートする学校です。見え方に応じて、見る力、就学、学習、生活、環境整備、進学、進路等についての相談や情報提供、視覚障がいに関する研修への協力等を行っています。乳児から学齢期児童生徒および保護者、在籍園・在籍校・関係機関等の担当者等を対象にした、電話、来校、訪問による教育相談活動です。

見え方、見る力に関する

教育相談



鳥取県立鳥取盲学校

見え方に応じたよりよい支援をいっしょに考えていきましょう！

～乳幼児～
「見え方」が気になるお子さんに…
こんなことはありませんか？

- ☆ 目を細める。
- ☆ 片目をつぶる。頭を傾けて見る。横目づかい。
- ☆ よくつまずく。段差が苦手。暗がりが苦手。
- ☆ ボール遊びが苦手。

早期支援で、低視力、運動や認知発達の遅れなど、二次障がい改善・軽減する場合があります。

乳幼児親子教室もあります
・【東部】つくしんぼ教室 月・木
・【西部】きらら教室 火
・【中部】わくわく教室 金

～児童・生徒～
「見る力」に弱さがあるお子さんに…
こんなことはありませんか？

- ☆ 行を飛ばして読む。
- ☆ 漢字の形が整わない。
- ☆ 視写に時間がかかる。



見え方に応じた学習環境を整え、本人に合った学習方法を身につけることが、学力向上への第一歩です。

<問い合わせ先>
鳥取県立鳥取盲学校 支援部
〒680-0151 鳥取市国府町宮下1265
電話：0857-23-5441
FAX：0857-23-5442

まずはお電話ください。待っています！

鳥取聾学校は、「きこえ」や「ことば」に対してサポートをする学校です。「きこえ」や「ことば」について心配や不安なことがあればご相談ください。いっしょに考えていきましょう。

こんなことはありませんか

あまり声をださない、ことばが増えない
ことばの発達が遅い、発音が不明瞭

最初のことばを繰り返したり
出にくかったりする

片耳が聞こえにくいと言われたが片方は
聞こえる



テレビの音量を大きくしたがる

ことばの聞き返しが多い



このような活動を行っています

- きこえのチェック
- きこえやことばの相談・支援
- ことばの育て方、かかわり方の相談・支援
- ことばや発音のアセスメント
- 保護者や保育・教育担当者の相談
- 関係機関への聴覚障がいに関する理解・啓発



「きこえ」や「ことば」についてご心配なことがあれば、どんなことでもかまいません。お電話ください。

鳥取県立鳥取聾学校

乳幼児の教育相談

- 聾学校に在籍していない0歳からのお子さんの相談に応じます。
- 相談の内容により、定期的な指導・支援を行います。

小学校以上の教育相談・通級指導

- 通級指導は、小中学校の通常学級に在籍するお子さんに「きこえ」や「ことば」についての定期的な指導を行います。(巡回・来校)
- 教育相談は、小中高・特別支援学校に在籍する児童生徒の「きこえ」や「ことば」についての支援を行っています。

【問い合わせ先】

鳥取県立鳥取聾学校 支援部
〒680-0151 鳥取市国府町宮下1261
TEL 0857-23-2031
FAX 0857-27-8606

手話施策に関わる新型コロナウイルス感染症の影響等について

障がい福祉課
特別支援教育課

1 手話通訳者等の養成研修

4月の県内初の感染者確認後と8月の県内での新型コロナウイルス感染拡大により手話通訳等の養成研修会をそれぞれ1カ月ほど延期した。再開後は感染防止対策を実施し、年度内に全ての研修を修了する見込み。

<延期した事業>

- ・手話奉仕員養成講習会【基礎編】、・手話通訳者養成講習会Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、・要約筆記者養成講習会
- ・手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員現任研修会、・手話奉仕員等トレーナー学習

2 手話通訳者等の派遣状況（4月～12月）について

(1) 団体派遣：403件（前年度696件）

新型コロナによるイベント中止等により派遣数が減少。

(2) 個人派遣：3,976件（前年度4,185件）

東部：2,428件（2,419件）、中部：406件（481件）、西部：1,142件（1,285件）

大きく減少はしていないが、地域の集会・行事等、福祉・介護サービス関連の会議や訪問等が中止または延期になったことにより微減。

3 県民向けミニ手話講座について

新型コロナによる開催延期はあったが、全24回を開催し、参加者数も大きな減少はない。

開催回数：24回（前年度24回）

参加者数：288名（前年度298名）

4 手話学習会開催事業費補助金について

新型コロナにより開催回数、受講者数とも大きく減少する見込み。

申請件数：9件（前年度29件）

開催回数：29回（前年度85回）

受講者数：630人（前年度1,878人）

5 遠隔手話サービス・電話リレーサービス（4月～12月）について

遠隔手話サービスは昨年度並み、電話リレーサービスは増加している。

| 年 度 | 遠隔手話サービス | | | 電話リレーサービス | | | 備 考 |
|-------|----------|----|----|-----------|----|-----|-------|
| | 平日 | 休日 | 合計 | 平日 | 休日 | 合計 | |
| 令和元年度 | 18 | 5 | 23 | 330 | 34 | 364 | 12月まで |
| 令和2年度 | 19 | 6 | 25 | 355 | 57 | 412 | 12月まで |

- ・手話通訳者の新型コロナウイルス感染予防のため、きこえない人のPCR検査等に遠隔手話サービスが利用できるよう県内の指定医療機関に令和2年3月からタブレット端末を配置。

6 全国高校生手話パフォーマンス甲子園のウェブ開催

令和2年9月27日（日）に出場チームの演技動画の放映によるWeb開催とした。
計9,000回を超える視聴回数があった。

7 手話普及支援員の派遣における対策

- ・学校の受入れ体制（3密回避、マスク着用、換気等）と手話普及支援員の派遣体制（健康チェック表、マスク着用等）について、各学校及び手話普及支援員に協力依頼し、115校に延べ647人派遣予定（3月末までの予約分を含む）。
- ・手話普及支援員への透明マスク・フェイスシールドの配布

8 その他

- ・西部ろうあ仲間サロン会が透明マスクを制作し手話通訳者や鳥取聾学校等へ寄贈。
- ・鳥取県東部圏域聴覚障がい者生活支援事業（県東部1市4町からの委託事業）に参加された、きこえない・きこえにくい人が、透明マスク（「らくだマスク」）を発案し作成。その型紙を県内東中西部の聴覚障がい者センターで配架。